

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	2.4E+1				1.3E+2		1.7E+2	322.5
2	アクリルアミド	1.6E+0						1.3E-1	1.7
3	アクリル酸エチル							4.3E+2	427.9
4	アクリル酸及びその水溶性塩	2.4E+1						3.7E+0	27.4
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							4.3E+2	427.9
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	2.2E-1							0.2
7	アクリル酸n-ブチル	1.5E+1						2.4E+0	17.1
8	アクリル酸メチル							4.3E+2	427.9
9	アクリロニトリル							3.5E+2	354.6
10	アクロレイン		8.5E+3					1.3E+3	9,829.8
11	アジ化ナトリウム	5.2E-1							0.5
12	アセトアルデヒド	2.8E-3	5.6E+4					7.0E+3	63,057.7
13	アセトニトリル	3.1E+2						3.2E+2	638.9
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル								
17	o-アニシジン								
18	アニリン	1.9E-1						1.6E-1	0.3
20	2-アミノエタノール	1.3E+3			5.7E+4			3.7E+4	95,434.3
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					9.5E+2	4.2E+1		993.2
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール								
25	メトリブジン					8.4E+1			84.0
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							1.2E+1	12.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4.1E+3			2.0E+5			5.4E+4	261,460.2
31	アンチモン及びその化合物	1.6E+1						1.2E+2	134.1
33	石綿		1.5E-4						0.0
36	イソブレン							1.0E+4	9,971.9
37	ビスフェノールA	8.7E+0						3.0E+0	11.7
40	ピフェナゼート					2.0E+2			200.0
41	フルトラニル					1.5E+2			152.0
46	キザロホップエチル					3.5E+1			35.0
47	ブタミホス					3.2E+2			317.0
48	EPN					1.8E+2			180.0
49	ペンディメタリン					2.3E+3			2,265.2
50	モリネート								
51	2-エチルヘキササン酸								
52	アラニカルブ					1.6E+3			1,600.0
53	エチルベンゼン	9.8E+4	9.0E+4	2.5E+5				1.9E+4	456,736.3
54	ホスチアゼート					5.2E+2			522.0
56	エチレンオキシド	2.3E+2						1.7E+2	393.3
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	1.3E+3						1.4E+1	1,286.2
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	8.4E+1						7.1E-1	85.0
59	エチレンジアミン	9.2E-2							0.1
60	エチレンジアミン四酢酸	1.5E+1			4.2E+1			1.5E+2	205.3
61	マンネブ					9.7E+3			9,700.0
62	マンコゼブ					7.5E+4			74,627.0
63	ジクアトジプロミド					1.3E+3			1,283.9
64	エトフェンブロックス					3.3E+3	8.4E+1		3,389.7
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル								
70	エマメクチン安息香酸塩					3.1E+1			31.4
71	塩化第二鉄	1.0E+0							1.0
73	1-オクタノール	2.0E-1							0.2
75	カドミウム及びその化合物	8.3E-2						4.1E+0	4.2
76	-カプロラクタム								
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	1.5E+5	3.4E+5	4.8E+5				1.8E+5	1,149,531.0
81	キノリン								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
82	銀及びその水溶性化合物	8.9E+0						2.4E+1	33.1
83	クメン	1.7E+3	1.4E+3					5.4E+0	3,176.2
84	グリオキサール								
85	グルタルアルデヒド	1.5E+1						7.5E+0	22.2
86	クレゾール	2.2E-2						1.5E+2	145.7
87	クロム及び3価クロム化合物	1.8E+0						4.9E+1	50.7
88	6価クロム化合物	3.3E+0		1.8E+2					178.8
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					4.5E+2			454.0
91	シアナジン					1.2E+3			1,234.5
92	トルフェンピラド					5.6E+2			555.0
93	メトラクロール					4.7E+2			466.8
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					4.8E+2			483.0
96	ジフェノコナゾール					7.3E+1			72.9
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチラクロール					2.5E+3			2,452.3
101	アラクロール					1.1E+3			1,113.0
103	HCFC-142b							6.9E+3	6,918.3
104	HCFC-22							1.6E+5	156,832.2
108	メソプロップ					1.4E+3			1,388.4
113	シマジン					1.6E+2			155.0
114	インダノファン					1.4E+1			14.0
115	フェントラザミド					1.5E+3			1,489.4
116	ヘキシチアゾクス					3.0E+1			30.0
117	テブコナゾール					5.8E+2	8.6E+0		587.8
118	マイクロブタニル					5.8E+1			57.7
119	フェンブコナゾール					2.2E+1			22.0
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン					6.3E+2			633.0
125	クロロベンゼン	1.2E+2						1.3E+3	1,389.2
126	CFC-115							9.4E+1	94.1
127	クロロホルム	7.5E+2						2.4E+3	3,137.7
132	コバルト及びその化合物	2.3E+1						1.8E+2	202.0
133	エチレンジグリコールモノエチルエーテル アセテート	1.4E+3						1.5E-1	1,365.1
134	酢酸ビニル	3.6E+2						3.3E+2	692.4
137	シアナミド					7.1E+1			70.5
138	ジクロシメット					3.0E+0			3.0
139	トラロメトリン					1.4E+0	1.6E+1		17.7
140	フェンプロパトリン					1.1E+2	5.9E+0		111.2
141	シモキサニル					3.2E+2			318.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	3.7E+1				5.6E+1		4.5E+2	548.2
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール								
146	ピリミホスメチル					4.9E+1			49.0
147	チオベンカルブ					1.1E+3			1,143.0
148	カフェンストロール					1.5E+3			1,531.6
150	1,4-ジオキサソラン	2.9E+1							29.1
151	1,3-ジオキサソラン								
152	カルタップ					2.9E+3			2,869.5
153	テトラメトリン						7.7E+2		765.1
154	シクロヘキシルアミン								
157	1,2-ジクロロエタン	5.4E+1						5.9E-1	54.8
161	CFC-12							1.2E+4	12,444.2
162	プロピザミド					2.8E+2			280.0
164	HCFC-123							3.1E+3	3,135.9
168	イプロジオン					1.5E+3			1,536.2
169	ジウロン					3.3E+3			3,336.0
170	テトラコナゾール					1.2E+1			11.6
171	プロピコナゾール					1.0E+2		3.1E+1	134.9

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
172	オキサジクロメホン					4.0E+2			395.0
174	リニユロン					4.8E+2			477.4
175	2,4-D					6.4E+2			639.3
176	HCFC-141b							1.7E+4	17,361.5
178	1,2-ジクロロプロパン								
179	D-D					1.3E+4			12,620.0
181	ジクロロベンゼン	7.8E-1					1.5E+3	1.9E+5	188,794.4
182	ピラゾキシフェン					2.9E+2			290.0
183	ピラゾレート					1.8E+3			1,848.0
184	ジクロロベンル					3.1E+3			3,138.2
185	HCFC-225							2.0E+4	20,019.4
186	塩化メチレン	3.6E+4						3.0E+1	35,988.1
187	ジチアノン					1.5E+3			1,470.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン								
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					9.8E+2			980.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					4.8E+2			477.0
196	メチダチオン					3.3E+3			3,340.0
197	マラソン					3.4E+3			3,391.0
198	ジメトエート								
200	ジニトロトルエン								
203	ジフェニルアミン								
204	ジフェニルエーテル								
206	カルボスルファン					2.6E+1			26.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	4.5E+0						8.5E+1	89.9
209	ジプロモクロロメタン							6.7E+2	672.1
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド								
212	アセフェート					1.2E+4			12,165.5
213	N,N-ジメチルアセトアミド	2.1E+2						1.5E+2	354.9
217	チオスクラム					1.5E+2			150.0
218	ジメチルアミン	1.4E+1						2.8E+1	42.4
221	ペンフラカルブ					1.6E+2			161.0
223	N,N-ジメチルドデシルアミン								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン = N-オキシド	1.7E+1			1.9E+4			1.9E+2	19,366.5
225	トリクロルホン					4.5E+2	1.5E+1		464.7
227	パラコート					9.0E+2			895.0
229	チオファネートメチル					5.3E+3			5,291.8
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	3.2E+4							31,784.4
233	フェントエート					1.8E+3			1,780.0
234	臭素	6.7E-2						6.2E-4	0.1
236	アイオキシニル					1.8E+2			180.0
237	水銀及びその化合物	9.0E-1						4.4E+1	44.7
239	有機スズ化合物	1.7E+0							1.7
240	スチレン	5.0E+3	2.6E+4	6.5E+2				1.3E+3	32,418.1
242	セレン及びその化合物	2.0E-2						1.6E+2	164.6
243	ダイオキシン類							1.4E+3	1,412.6
244	ダゾメット					6.1E+4			61,170.3
245	チオ尿素	3.2E-4							0.0
248	ダイアジノン					6.2E+3	8.9E+0		6,218.9
249	クロルピリホス					5.6E+2			557.0
250	イソキサチオン					8.5E+2			846.0
251	フェントロチオン					1.2E+4	5.9E+2		12,228.4
252	フェンチオン						2.2E+2		220.3
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス					1.4E+2			136.0
255	デカプロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸						4.3E+0		4.3
257	デカノール					1.9E+1		3.6E-2	18.8
258	ヘキサメチレンテトラミン	7.9E-4						2.7E+3	2,654.1

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
259	ジスルフィラム	1.1E+1							11.2
260	クロロタロニル					6.2E+3			6,228.3
261	フサライド					3.9E+3			3,889.0
262	テトラクロロエチレン	4.2E+3						4.9E+0	4,199.1
266	テフルトリン					1.1E+2			114.5
267	チオジカルブ					6.8E+2			675.0
268	チウラム	1.7E+1				1.4E+3			1,397.4
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	1.1E+0				7.0E+2		3.1E+1	727.9
273	1-ドデカノール							4.8E+1	48.4
275	ドデシル硫酸ナトリウム	2.8E+2			5.5E+4			1.3E+4	68,442.9
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	5.0E+2						1.0E+3	1,535.2
278	トリエチレンテトラミン	5.0E+0						2.6E+1	30.5
281	トリクロロエチレン	7.5E+3						6.2E+0	7,508.7
282	トリクロロ酢酸	1.9E+0						1.6E+1	18.3
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					6.9E+3			6,887.8
286	トリクロピル					3.7E+2			365.5
288	CFC-11							2.1E+4	20,679.2
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					2.0E+3			2,039.1
294	2,4,6-トリプロモフェノール							3.5E+0	3.5
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	3.3E+4	4.3E+4					3.2E+3	79,211.6
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.4E+4	3.4E+4	5.0E+4				2.9E+3	100,632.1
298	トリレンジイソシアネート	5.4E+1							54.2
299	トルイジン								
300	トルエン	2.1E+5	5.9E+5	2.4E+5				3.1E+4	1,075,821.1
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	2.8E+3	5.7E+2					3.6E+3	6,971.5
304	鉛	1.1E-1							0.1
305	鉛化合物	1.2E+1		8.2E+2				1.0E+2	929.0
306	二アクリル酸ヘキサメチレン								
308	ニッケル	3.3E-3						5.3E-3	0.0
309	ニッケル化合物	1.6E+0						2.1E+3	2,129.1
316	ニトロベンゼン	8.6E-1							0.9
318	二硫化炭素	6.5E-1						2.1E-3	0.7
320	ノニルフェノール							2.0E-1	0.2
321	バナジウム化合物	1.2E-1						1.8E+2	181.4
322	CIディスプレイスブルー 79:1								
323	シメトリン					3.6E+2			360.0
325	オキシシン銅					2.8E+3			2,808.0
328	ジラム					9.8E+2			975.0
329	ポリカーバメート							2.4E+2	243.4
331	カズサホス					9.9E+1			99.0
332	砒素及びその無機化合物	6.0E-6						2.0E+1	20.2
333	ヒドラジン	6.1E+1						2.6E+2	316.3
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノ	5.5E+0						3.1E+0	8.5
341	ピペラジン								
342	ピリジン	1.3E+0						3.1E+0	4.5
343	カテコール								
346	2-フェニルフェノール							1.6E-1	0.2
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	1.2E+2						1.3E-1	117.8
350	ペルメトリン					3.4E+2	1.8E+2		519.1
351	1,3-ブタジエン		2.7E+4					2.0E+3	29,156.9
354	フタル酸ジ-n-ブチル	1.2E+1		7.4E+2				3.8E+0	753.1
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1.5E+2						2.4E+1	169.3
356	フタル酸-n-ブチル=ベンジル	1.2E+1							12.0
357	ブプロフェジン					6.9E+2			690.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
358	テブフェノジド					2.0E+1			19.8
360	ベノミル					1.5E+3			1,520.0
361	シハロホップブチル					1.4E+3			1,449.9
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					2.9E+2			288.0
364	フェンピロキシメート					1.2E+2			120.0
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					8.1E+2			810.0
370	ピリダベン					6.6E+2			657.5
371	テブフェンピラド					2.0E+1			20.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1.5E+3						2.6E+4	27,400.9
376	ブタクロール					6.9E+3			6,899.5
377	フラン								
378	プロピネブ					2.3E+3			2,310.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	プロモジクロロメタン							1.5E+3	1,520.6
382	ハロン-1301								
383	プロマシル					1.6E+3			1,605.0
384	1-プロモプロパン	5.5E+3						4.6E+0	5,535.2
385	2-プロモプロパン							5.5E-1	0.5
386	臭化メチル					7.3E+4			73,479.8
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	1.6E+1			9.3E+2			2.5E+2	1,194.6
390	ヘキサメチレンジアミン								
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	9.2E+0							9.2
392	n-ヘキサン	6.2E+4	1.1E+5					1.1E+4	187,390.7
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							3.0E+1	29.7
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	4.4E+0							4.4
398	塩化ベンジル								
399	ベンズアルデヒド	1.5E-3	9.5E+3					3.8E+2	9,878.5
400	ベンゼン	3.3E+3	1.6E+5					1.6E+4	182,006.7
402	メフェナセット					2.7E+3			2,671.8
403	ベンゾフェノン	3.9E-3							0.0
405	ほう素化合物	1.4E+2					2.0E+1	6.2E+4	62,081.5
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテ ル	1.5E+4			5.7E+5			2.8E+4	615,509.6
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	8.7E+1			5.3E+2			1.5E+3	2,115.7
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテ ル硫酸エステルナトリウム	8.7E+1			6.9E+4			2.7E+4	95,702.5
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	3.4E+3			2.1E+3			6.1E+3	11,643.3
411	ホルムアルデヒド	2.1E+3	1.4E+5					5.0E+3	149,774.4
412	マンガン及びその化合物	2.1E+0						6.0E+1	61.8
413	無水フタル酸								
414	無水マレイン酸								
415	メタクリル酸	7.4E+1						1.0E+2	175.7
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	5.0E-2						3.4E-2	0.1
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	7.9E+2						1.7E+2	951.6
422	フェリムゾン					2.3E+3			2,346.0
424	メチル=イソチオシアネート					4.0E+2			400.0
427	カルバリル					1.3E+3	3.0E+2		1,580.0
428	フェノバルブ					1.5E+3	4.4E+2		1,889.3
429	ハロスルフロンメチル					3.1E+2			309.6
430	インドキサカルブ					7.5E+0			7.5
431	アゾキシストロピン					1.3E+3			1,346.2
432	アミトラズ					1.5E+3			1,480.0
433	カーバム					1.2E+3			1,150.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
434	オキサミル					2.6E+1			25.6
435	ピリミノバックメチル					2.4E+2			237.6
436	-メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	1.8E+1						3.9E+2	402.9
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロベル オキシド	1.4E+0							1.4
442	メプロニル					1.4E+3			1,406.0
443	メソミル					3.8E+2			379.5
444	トリフロキシストロピン					2.0E+1			20.4
445	クレソキシムメチル					2.4E+3			2,371.0
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	4.3E+1						5.4E-1	43.4
449	フェンメディファム								
450	ピリプチカルブ					5.6E+2			560.0
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	2.1E+0						1.3E+1	14.9
453	モリブデン及びその化合物	6.2E+0						2.9E+2	291.7
455	モルホリン	9.9E+0						1.3E+1	23.1
456	りん化アルミニウム					1.1E+2			110.0
457	ジクロルボス						2.2E+3		2,183.0
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							1.1E+0	1.1
460	りん酸トリトリル	5.2E+1							52.1
461	りん酸トリフェニル								
	合 計	7.1E+5	1.6E+6	1.0E+6	9.8E+5	3.8E+5	6.4E+3	9.9E+5	5,733,224.1

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。